

長野県告示第217号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 河川の名称
天竜川水系 一級河川 弓振川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年3月25日
- 廃川敷地等の位置
茅野市大字宮川字大悦10879番イ及び10878番地先並びに字神垣外9535番、9527番、9534番2、9532番1、9532番2、9532番3、9533番イ、9531番1、9529番、9528番、大字玉川字菊宮向6017番、大字宮川字大悦10877番2、10876番2、10876番1、10875番4、10874番及び大字玉川字菊宮向5997番地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,323.78平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県長野地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成16年3月15日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年3月25日

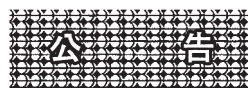
長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

名 称 住 所

洋服のリフォーム バルキー801 千曲市屋代988-5

清水 美恵子

会計課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 申請のあった年月日
平成16年3月11日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 シニアのための財産と生活を守る会
- 代表者の氏名
大 沢 健
- 主たる事務所の所在地
松本市北深志1丁目9番22号
- 定款に記載された目的

この法人は、市民が老後心豊かに充実した生活をおくれるために、市民の財産及び生活の上での権利を擁護し、高齢者が生涯をかけて蓄積してきた財産に関する諸問題に対して相談及び支援をおこなうとともに、新たな高齢者社会を迎えるに当たり、自立した市民同士がお互いに手をさしのべられるような市民社会を構築するために寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
山形ショッピングセンター南棟
東筑摩郡山形村字大池原338-2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオン(株)
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数

| 変更前 | 変更後 |
|------|------|
| 537台 | 464台 |

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 変更する年月日
平成16年11月13日

- 5 届出年月日
平成16年3月12日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成16年3月25日から平成16年11月25日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ときめきの街
上伊那郡辰野町中央606-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱三公グローバル
岡谷市長地権現町4-4-1
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 11,136㎡
(変更後) 7,876㎡

- 4 変更する年月日
平成16年11月13日

- 5 届出年月日
平成16年3月12日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県上伊那地方事務所商工課

- 7 縦覧の期間
平成16年3月25日から平成16年11月25日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
長野ショッピングセンター
長野市青木島4-4-5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
長日不動産㈱
長野市中御所町4-12
- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 変更前 | 変更後 |
|------|------|
| 33箇所 | 37箇所 |

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成16年3月20日

- 5 届出年月日
平成16年3月16日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

- 7 縦覧の期間
平成16年3月25日から平成16年11月25日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

県営菖蒲沢地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営菖蒲沢地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年3月26日から4月22日まで
- 3 縦覧の場所
茅野市役所

土地改良課

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

公告

茅野市における県営槻木地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年3月12日行いました。

農村整備課

公告

林業技術者養成講習を次のとおり行います。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

1 期日及び場所

| | 林業架線課程 | | |
|----|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| | 前期 | 中期 | 後期 |
| 期日 | 平成16年8月23日から 平成16年8月27日まで | 平成16年9月6日から 平成16年9月10日まで | 平成16年10月4日から 平成16年10月7日まで |
| 場所 | 塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター | | |
| | 伐木造材課程 | | |
| | 第1回目 | 第2回目 | |
| 期日 | 平成16年4月26日から4月28日まで | 平成16年5月24日から5月26日まで | |
| | 第3回目 | 第4回目 | |
| 期日 | 平成16年6月14日から6月16日まで | 平成16年6月25日から6月27日まで | |
| | 第5回目 | 第6回目 | |
| 期日 | 平成16年7月21日から7月23日まで | 平成16年7月26日から7月28日まで | |
| | 第7回目 | 第8回目 | |
| 期日 | 平成16年8月18日から8月20日まで | 平成16年9月15日から9月17日まで | |
| | 第9回目 | 第10回目 | |
| 期日 | 平成16年10月18日から10月20日まで | 平成16年11月6日から11月8日まで | |
| | 第11回目 | 第12回目 | |
| 期日 | 平成16年12月6日から12月8日まで | 平成17年1月19日から1月21日まで | |
| | 第13回目 | 第14回目 | |
| 期日 | 平成17年2月22日から2月24日まで | 平成17年3月8日から3月10日まで | |
| 場所 | 塩尻市大字片丘字狐久保5739 長野県林業総合センター | | |

2 受講資格

林業技術者養成講習要綱(昭和40年告示第323号)第4の規定によります。

3 受講志願の手続き

(1) 提出書類

林業技術者養成講習要綱第5に規定する受講願及び同項各号に掲げる書類

(2) 受付期間

各講習の始まる10日前まで

(3) 提出場所

所轄する地方事務所林務課（市にあっては、その市に所在する地方事務所林務課、ただし、小諸市にあっては、佐久地方事務所林務課、岡谷市及び茅野市にあっては、諏訪地方事務所林務課、駒ヶ根市にあっては、上伊那地方事務所林務課、塩尻市にあっては、松本地方事務所林務課、須坂市及び千曲市にあっては、長野地方事務所林務課、飯山市にあっては、北信地方事務所林務課）

4 受講料

徴収しません

5 受講の許可通知

受講することを許可したときは、本人にその旨を通知します。

6 その他

この講習について問い合わせは、長野県林業総合センター（電話 0263-52-0600）に行ってください。

林業振興課

公告

平成13年3月29日付け長野県公告（長野県南信州広域公園の区域追加及び供用開始）の長野県南信州広域公園の区域に別紙の区域を追加し、平成16年4月1日から供用を開始します。

なお、本公告において別紙は省略し、長野県土木部都市計画課及び長野県飯田建設事務所において縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

1 組合の名称

茅野市安国寺姫宮土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成11年2月18日から平成19年3月31日まで

3 施行地区

茅野市宮川字平通、字中田通、字大道通、字土手附通、字家下通、字馬場、字姫宮、字堀合、字子安、字中島、字子安下、字子安通、字水上通、字中河原、字樋沢、字土手附及び字城下の各一部

4 事務所の所在地

茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

5 設立認可の年月日

平成11年2月9日

6 変更認可の年月日

平成16年3月19日

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、駒ヶ根市東町土地区画整理事業について換地処分がありました。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

都市計画課

公告

南佐久郡小海町による広窪地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年3月26日から4月22日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡小海町役場

土地改良課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年3月25日

長野県立こども病院長 石曾根 新 八

1 落札に係る物品の名称及び数量

臨床検査システム 一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県立こども病院

(2) 所在地 南安曇郡豊科町大字豊科3100

3 落札を決定した日

平成16年3月9日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 富士通株式会社

- (2) 所在地 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 落札金額
55,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成16年1月29日

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月25日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成16年度内管検査・消費機器調査業務委託一式
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
契約の日から平成17年3月18日まで
- (4) 履行場所
小諸ガス管理事務所、篠ノ井ガス管理事務所及び須坂ガス管理事務所の管内
- (5) 入札の方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 内管検査・消費機器調査委託業務に関し、その業務を的確に履行するための知識と経験を有する者であること。
- (5) 点検業務に従事する者は、（社）日本ガス協会の定める需要家ガス設備点検員資格認定業務規則の規定に基づく資格認定証の交付を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局ガス課

電話 026 (235) 7380

4 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年4月9日（金）午後1時30分
イ 場所 長野県庁西庁舎 105会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年4月2日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- (10) その他
詳細は入札説明書によります。

ガ ス 課

公告

平成16年度長野県警察官採用試験（A・平成16年8月採用）及び平成16年度長野県警察官採用試験（A・平成17年4月採用第1回）を次のとおり行います。

平成16年3月25日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験の名称 | 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|----------------------------|------|--------|---|
| 長野県警察官採用試験（A・平成16年8月採用） | 男性 | 30人程度 | 警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。 |
| 長野県警察官採用試験（A・平成17年4月採用第1回） | 男性 | 35人程度 | |
| | 女性 | 5人程度 | |

3 受験資格

(1) 年齢等

| 試験の名称 | 試験区分 | 年齢等 |
|----------------------------|------|--|
| 長野県警察官採用試験（A・平成16年8月採用） | 男性 | 昭和50年4月2日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成16年7月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。） |
| 長野県警察官採用試験（A・平成17年4月採用第1回） | 男性 | 昭和50年4月2日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。） |
| | 女性 | 昭和50年4月2日以降に生まれた女子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。） |

(2) この試験を受験できない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

| 試験の方法 | 試験の内容 |
|-------|----------------------------------|
| 教養試験 | 大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験 |

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。

2 教養試験については、知識分野25題、知能分野25題の計50題を必須解答する方式です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

| 試験の方法 | 配点 | 合格基準 |
|-------|------|---|
| 教養試験 | 400点 | 160点（正答率4割）。ただし、平均点が160点に満たない試験区分にあっては、平均点。 |
| 合計 | 400点 | |

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成16年5月16日（日） 午前8時30分

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。ただし、長野市の試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

| 試験地 | 試験会場 |
|-----|---|
| 長野市 | 長野県庁講堂（長野市南長野幅下692-2） 信州大学工学部（長野市若里4-17-1） |
| 塩尻市 | 中南信運転免許センター（塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116） |

エ 第1次試験合格者の発表

平成16年5月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

(2) 第2次試験

ア 方法

| 試験の方法 | 試験の内容 |
|-------|-----------------|
| 論文試験 | 一般的事項についての論文試験 |
| 口述試験 | 個別面接による試験 |
| 性格検査 | 性格についての検査 |
| 体力検査 | 瞬発力等についての5種目の検査 |

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

| 試験 | 配点 | 合格基準 |
|------|--------|--|
| 論文試験 | 950点 | 評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。 |
| 口述試験 | | 評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。 |
| 性格検査 | | |
| 体力検査 | 50点 | 22点。ただし、4点に達しない種目が2種目以上ないこと。 |
| 合計 | 1,000点 | |

ウ 日時及び場所

平成16年6月中旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

| 試験区分 | 身体的条件 |
|------|--|
| 男性 | a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が160センチメートル以上であること。 c 体重が47キログラム以上であること。 d 胸囲が78センチメートル以上であること。 e 色覚が正常であること。 f 関節等に職務遂行上の支障がないこと。 |
| 女性 | a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上あること。 b 身長が155センチメートル以上であること。 c 体重が45キログラム以上であること。 d 色覚が正常であること。 e 関節等に職務遂行上の支障がないこと。 |

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成16年7月上旬に、第2次試験受験者

全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) 平成16年度長野県警察官採用試験（A・平成16年8月採用）の合格者の採用は原則として平成16年8月1日の予定で、平成16年度長野県警察官採用試験（A・平成17年4月採用第1回）の合格者の採用は原則として平成17年4月1日の予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給は、192,850円（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5%）後の額。）です。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官（A）請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.avis.ne.jp/~police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署へ提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成16年3月29日（月）から4月15日（木）までです。

なお、郵送による申込みは、4月15日までの消印のあるものにと限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

| 口頭により請求することができる記録情報 | 開示請求できる人 |
|--|----------|
| 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 | 第1次試験受験者 |
| 1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数 (3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位 | 第2次試験受験者 |

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 その他

平成16年度長野県警察官採用試験(A・平成16年8月採用)と平成16年度長野県警察官採用試験(A・平成17年4月採用第1回)は併願できません。

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課(電話:026-233-0110 内線 2632)又は長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線 4235)に問い合わせてください。

(別表)

教 養 試 験 の 出 題 分 野

| 試験の方法 | 出 題 分 野 |
|---------|--|
| 教 養 試 験 | 知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む) 判断推理 数的処理 資料解釈 |

人事委員会事務局

公告

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第7条の12第1項の規定により、新和田トンネル有料道路において平成16年3月27日から次のとおり料金を徴収します。

昭和53年9月28日付け公告(新和田トンネル有料道路の料金の額等について)は、平成16年3月26日をもって廃止します。

平成16年3月25日

長野県道路公社理事長 田 中 康 夫

1 料金の額

| 車種区分 | 普通通行券 (1回分) | 回数通行券 | 自動車の種類 | 定 義 |
|------|----------------|---|--|--|
| 普通車 | 600円 | 100回券 48,000円 60回券 30,000円 11回券 6,000円 | イ 小型自動車 | 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ヨに該当するものを除く。) |
| | | | ロ 普通乗用自動車 | 法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの |
| | | | ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両 | けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、カ又はタに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの |
| 中型車 | 700円 | 100回券 56,000円 60回券 35,000円 11回券 7,000円 | ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満) | 法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの |
| | | | ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下) | 法第3条に規定する普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸) |
| | | | ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両 | カ又はタに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両 |
| 大型車 | 1,000円 | 100回券 80,000円 60回券 50,000円 11回券 10,000円 | ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの) | 普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(ホに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第 |

| | | | | |
|-------|--------|--|------------------------------------|---|
| | | | 及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの) | 1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から第5号まで(第2号のイを除く。)に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車と連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸) |
| | | | チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期又は臨時に運行するもの等) | 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの |
| | | | リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両 | イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両 |
| 特大車 | 1,650円 | 100回券 132,000円 60回券 82,500円 11回券 16,500円 | ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上) | 普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(トに該当するものを除く。) |
| | | | ル 大型特殊自動車 | 法第3条に規定する大型特殊自動車 |
| | | | ヲ 乗合型自動車 (その他) | 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(チに該当するものを除く。) |
| | | | ワ 連結車両 (その他) | けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。) |
| 軽自動車等 | 500円 | 100回券 40,000円 60回券 25,000円 11回券 5,000円 | カ 軽自動車 | 法第3条に規定する軽自動車 |
| | | | ヨ 小型二輪自動車 | 法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの |
| | | | タ 小型特殊自動車 | 法第3条に規定する小型特殊自動車 |
| 軽車両等 | 50円 | / | レ 自転車 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に掲げる自転車 |
| | | | ソ 軽車両 | 法第2条第4項に規定する軽車両 |
| | | | ツ 原動機付自転車 | 法第2条第3項に規定する原動機付自転車 |

- (備考) 1 道路交通の適正な配分の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。
- 2 障害者割引については、以下のとおりとする。
- 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条の規定による福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。)が、自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長

期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外の場合であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者若しくは同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車を除く。

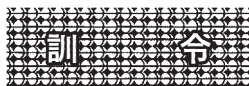
Table with 2 columns: 障害の区分, 障害の程度. Rows include 視覚障害, 肢体不自由, 内部障害.

- (3) 障害者割引については、平成16年3月26日において、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成16年5月31日までの間、従前のおり、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

2 徴収期間

換算起算日(平成7年3月30日)から30年間

道路建設課



長野県教育委員会訓令第2号

- 北佐久郡北御牧村立北御牧小学校
北佐久郡北御牧村立北御牧中学校
小県郡東部町立田中小学校
小県郡東部町立柵津小学校
小県郡東部町立和小学校
小県郡東部町立滋野小学校
小県郡東部町立東部中学校

平成16年4月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成16年3月25日

長野県教育委員会

平成16年3月31日において、現に北佐久郡北御牧村又は小県郡東部町の公立学校の校長、教員(教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。)、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第40条の規定により本職を免じ、東御市の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

義務教育課